

シリーズ②後期高齢者医療制度とは？

来年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。先月号からシリーズで新しい制度の内容をお知らせしています。今回は、窓口負担と保険料についてご紹介します。

滋賀県後期高齢者医療広域連合のロゴマーク



病院の窓口負担

お医者さんにかかったときは、通常は1割の負担です。ただし、現役並み所得者（※）は3割の負担をしています。

※現役並み所得者：75歳以上で課税所得（所得金額から控除金額を引いたもの）が145万円以上の人がいる世帯のうち

75歳以上の方が2人以上いる世帯
75歳以上の人の年間収入の合計が520万円以上

75歳以上の方が1人の世帯
75歳以上の人の年間収入の合計が383万円以上



保険料の軽減措置

世帯主と加入者全員の所得が一定以下の人は、所得水準に応じ保険料の均等割額部分が、7割・5割・2割と軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等
7割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯
5割	【基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の人数(本人を除く)】を超えない世帯
2割	【基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の人数】を超えない世帯

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑥7784
滋賀県後期高齢者医療広域連合 大津市京町4丁目3-28
☎077-522-3013 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>

保険料の決まり方

すべての加入者の皆さんから保険料を納めていただくことになります。

保険料は、被保険者一人当たりいくらと決められる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」の合計となります。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

* 所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

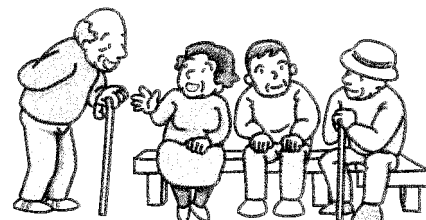
この保険料は、滋賀県全体での医療費の総額、加入者の数や所得をもとに決定し、県内であればどこの市町でも統一した算定方法で計算した保険料の額となります。

☆保険料は、広域連合の議会で決定し、平成20年4月以降に皆さんに通知される予定です。

保険料の納付方法

保険料は、原則として、介護保険と同じように、平成20年4月に支給される年金から毎回天引きされます（特別徴収といいます）。

ただし、年金が年額18万円未満であったり、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金額の2分の1を超えるときは、町から送られる納付書で納めていただくか、口座振替で納めていただくことになります（普通徴収といいます）。



後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から、75歳以上の人を対象に